

別表第1(第5条関係) 景観形成地域における行為の届出に必要な書類

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図(おおむね縮尺50分の1以上のもの)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	太陽光発電施設に関する図面(太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併

			記することができる。
2 木竹の伐採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図 (おおむね縮尺 1,000 分の 1 以上のもの)	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路の位置及び幅員	
	土地利用計画図(おおむね縮尺 1,000 分の 1 以上のもの)	方位 行為後の土地利用計画	
	現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
3 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図(おおむね縮尺 500 分の 1 以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
4 鉱物の掘採又は土石の採取及び	位置図	方位 道路 目標となる地物	

土地の区画 形質の変更		行為の位置	
	現況図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
	計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	構造物等の詳細図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
5 屋外における自動販売装置の設置	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図(おおむね縮尺300分の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 自動販売装置の設置位置及び寸法 敷地内の既存建築物等の種類及び位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分か

			るカラー写真とする。
	カタログ等		自動販売装置の外観、色彩等が分かるものとする。
6 広告物の設置又は外観の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図(おおむね縮尺 300分の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 広告物の設置位置及び既存の建築物等又は 広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図(おおむね縮尺 50分の1以上のもので、着色したもの)	広告物の形状、図柄、構造及び寸法 広告物の設置状況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第2(第5条関係) 特定施設届出地区における行為の届出に必要な書類

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び附帯施設(広告塔及び広告板を除く。)の新築、増築、改築、移転	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図(おおむね縮尺 100)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置	

若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	分の1以上のもの)	隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図(おおむね縮尺50分の1以上のもの)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	太陽光発電施設に関する図面(太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。
2 広告塔及び広告板の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 広告塔及び広告板の位置 既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図	広告塔及び広告板の形状、図柄、構造及び	

変更	(おおむね縮尺 50 分の 1 以上のもので、着色したもの)	寸法 広告塔及び広告板の設置状況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第 3(第 5 条関係) 大規模行為に係る行為の届出に必要な書類

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物、工作物、さく及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図(おおむね縮尺 100 分の 1 以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図(おおむね縮尺 50 分の 1 以上のもの)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に	行為地を含む付

		示すこと。	近の状況が分かるカラー写真とする。
	太陽光発電施設に関する図面（太陽光発電施設を設置する場合に限る。）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図（出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあつては、フォトモンタージュ又はイメージパース）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。
2 鉱物の掘採又は土石の採取及び土地の区画形質の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
	計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の建造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断図(おおむね縮尺1000分の1以上のもの)		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	建造物等の詳細図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)		のり面、擁壁その他の建造物の立面図及び標準断面図とする。

	の)		
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別記第1号様式(第5条関係)

景観形成地域における行為の(変更)届出書 年 月 日 熊本県知事 様 届出者 住所(所在地) 氏名 <span style="font-size: small;">(名称及び 代表者氏名)</span> 電話番号 熊本県景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 景観形成地域の名称	景観形成地域
2 行為の場所	熊本県 市 町 番地 郡 町・村大字
3 行為の期間	着手予定 完了予定 年 月 日 年 月 日
4 行為の種類	(1) 用途( ) (2) 種類又は用途( ) 建 工 築 築 物 物 イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 ヘ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(3) 木竹の伐採 (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (5) 鉱物の掘採又は土石の採取
	(6) 土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。) (7) 屋外における自動販売装置の設置 (8) 広告物の設置又は外観の変更
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 電話番号 氏名(名称及び担当者氏名)
6 その他の参考事項	
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日 ※ 勧告又は変更命令の年月日

7 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		最高の高さ	m	m		
		構造	造り 階建て			
		仕上材料	屋根	外壁		
		色彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)		
	(2)工作物	種類	高さ・延長・築造面積	構造	色彩	
			m m m <sup>2</sup>		(マンセル値)	
			m m m <sup>2</sup>		(マンセル値)	
	(3)木竹の伐採	目的	樹種	高さ・伐採面積	本数	
				m m <sup>2</sup>	本	
	(4)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	目的及び物品の種類	高さ	物件の水平投影面積	土地の使用期間	
			m	m <sup>2</sup>	年月日 ) 年月日	
	(5)鉱物の掘採又は土石の採取	採取物の種類	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ		
			m <sup>2</sup>	m		
	(6)土地の区画形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ		
			m <sup>2</sup>	m		
	(7)屋外における自動販売装置の設置	種類	形状・寸法	色彩		
			(マンセル値)			
(8)広告物の設置又は外観の変更	種類	形状・寸法(広告面の高さ及び面積)	色彩			
			(マンセル値)			
8	景観形成上配慮した事項					

- 備考
- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途(例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等)を記入すること。
  - 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
  - 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により届出対象行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
  - 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあつては「延べ床面積」欄に、工作物にあつては「高さ・延長・築造面積」欄に記入すること。
  - 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。  
(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
  - 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
  - 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
  - 8 ※欄は、記入しないこと。
  - 9 不要な文字は、抹消すること。
  - 10 この届出書には、行為の種類に応じて熊本県景観条例施行規則別表第1に定める図面(行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

別記第2号様式(第5条関係)

特定施設届出地区における行為の(変更)届出書 年 月 日 熊本県知事 様 届出者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号 熊本県景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 行為の場所	熊本県	市 町 郡 町・村大字 番地
2 行為の期間	着手予定	完了予定 年 月 日 年 月 日
3 特定施設の種類の種類	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 イ 第1項第7号施設(ぱちんこ屋、まあじやん屋、その他) ロ 第1項第8号施設(ゲームセンター等) ハ 第6項第4号施設(モーテル、その他)	
	(2) 給油取扱所	(3) 広告塔、広告板 (4) 飲食店業を営むための施設 ( )
	(5) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設 ( )	(6) ホテル営業又は旅館営業を含むための施設 (7) その他 ( )
4 行為の種類	(1) 特定施設	イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(2) 附帯施設	イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 氏名(名称及び担当者氏名)	電話番号
6 その他の参考事項		
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日

7 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根 外壁		
		色彩	屋根 (マンセル値) 外壁 (マンセル値)		
	(2)その他の施設	種類	規模(高さ、面積、延長等)	構造	色彩
					(マンセル値)
					(マンセル値)
					(マンセル値)
	(3)広告塔・広告板	種類	形状・寸法(広告面の高さ及び面積)	色彩	
				(マンセル値)	
8	景観形成上配慮した事項				

- 備考
- 1 「特定施設の種類」欄は、該当する番号、記号及び事項に○印を付し、(4)飲食店業を営むための施設を、(5)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設にあっては、その種類又は用途を記入すること。
  - 2 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付すること。
  - 3 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
  - 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
  - 5 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、その他の施設にあっては「規模(高さ、面積、延長等)」欄に、広告塔、広告板にあっては「形状・寸法(広告面の高さ及び面積)」欄に記入すること。
  - 6 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。  
(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
  - 7 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
  - 8 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
  - 9 ※欄は、記入しないこと。
  - 10 不要な文字は、抹消すること。
  - 11 この届出書には、行為の種類に応じて熊本県景観条例施行規則別表第2に定める図面(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

別記第3号様式(第5条関係)

大規模行為に係る行為の(変更)届出書		年 月 日
熊本県知事	様	
届出者 住所(所在地)		
氏名 <small>(名称及び代表者氏名)</small>		
電話番号		
熊本県景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 行為の場所	熊本県	市 町 郡 町・村大字 番地
2 行為の期間	着手予定	完了予定 年 月 日 年 月 日
3 行為の種類	(1)建築物	用途( ) イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(2)工作物	種類又は用途( ) イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(3)さく及び塀	種類( ) イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(4)鉋物の掘採又は土石の採取	(5)土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)
	4 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 氏名(名称及び担当者氏名)
5 その他の参考事項		
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日

6 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根	外壁	
		色彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)	
	(2)工作物	種類	高さ及び敷地の用に供する土地の面積	構造	色彩
			m m <sup>2</sup>		(マンセル値)
			m m <sup>2</sup>		(マンセル値)
	(3)さく及び堀	高さ及び長さ	構造	色彩	
		m m		(マンセル値)	
	(4)鉱物の掘採又は土石の採取	採取物の種類	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m <sup>2</sup>	m m	
(5)土地の区画形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ		
		m <sup>2</sup>	m m		
7	景観形成上配慮した事項				

- 備考
- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途(例 煙突、飼料 貯蔵用サイロ等)、さく及び塀にあつては種類(例 フェンス、ブロック塀等)を記入すること。
  - 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
  - 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
  - 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあつては「延べ床面積」欄に、工作物にあつては「高さ及び敷地の用に供する土地の面積」欄に、さく及び塀にあつては「高さ及び長さ」欄にそれぞれ記入すること。
  - 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。  
(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
  - 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
  - 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
  - 8 ※欄は、記入しないこと。
  - 9 不要な文字は、抹消すること。
  - 10 この届出書には、行為の種類に応じて熊本県景観条例施行規則別表第3に定める図面(行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。